

## 基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十月三十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

また、当社は本日現在、普通株式及びA種類株式を発行しておりますが、平成二十二年十月二十八日開催予定の株主総会及びA種類株主総会においてA種類株式に関する定めを廃止する予定でありますので、基準日時点において分割する株式の種類はすべて普通株式、その発行済株式総数千九百九十株、分割後の発行済株式総数四万九千七百五十株となる予定であります。

なお、効力発生日は、基準日と同日の平成二十二年十月三十日とします。

平成二十二年十月十五日

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目十三番六号

学 総 株 式 会 社

代表取締役 上 野 直 昭